島原市報道資料

令和３年５月３１日

報道関係者　各位

「島原市事業継続支援給付金事業」申請期間の延長について

標記事業につきまして、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、３月から事業継続支援給付金を支給しておりますが、下記のとおり申請期間を延長しましたのでお知らせいたします。

１　申請期間　５月３１日（月）まで　⇒　**７月３０日（金）**までに延長

２　変更理由　制度を知らなかった方や、やむを得ず申請期間内に申請できなかった方など未申請の事業者などを救済するため。

３　事業概要　詳細は別添のとおり

有明海にひらく湧水あふれる　火山と歴史の田園都市　島原

担当：島原市商工観光部　商工振興課　商工振興班
担当　平川
電話：0957-62-8111（直通）
E-mail：shoko@city.shimabara.lg.jp

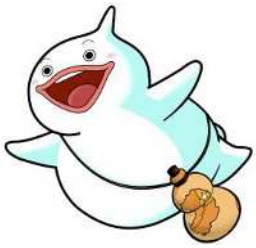

島原守護神　しまばらん

新型コロナ対策

事業活動に影響を受けている事業者に給付金を支給します

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、事業継続支援給付金を支給します。

中小企業者などや農業または漁業を主業としている人、医療法人、農業法人、NPO 法人　など会社以外の法人についても幅広く対象となります。

昨年度に実施した島原市事業継続支援金（法人 30 万円、個人 15 万円）を受給された方も対象となります。

▼支給要件

次の①から⑤のすべてに該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことにより、令和 3 年 **1 月**または **2 月**の売上高が**対前年比(または対前々年比)20%以上減少**していること

②令和 3 年 2 月 1 日現在において、市内に本社または本店を有する法人、または市内に住所を有する個人事業主

③令和 2 年 12 月末までに創業し、引き続き事業を継続する意思があること

④令和元年 12 月末時点までに納期限が到来した市税に滞納がないこと

⑤各市町の営業時間短縮要請協力金（76 万円）を受給していないこと

コロナに負けるな！

▼支給額

令和 3 年 1 月または 2 月の売上高の対前年比（または対前々年比）

・20%以上 50%未満減少　→　10 万円

・50%以上減少　→　20 万円

▼申請期間

令和 3 年　7 月 3 0 日（金曜日）まで

※当日消印有効

▼申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、感染拡大防止のため、できるだけ郵送での申請をお願いします。

※申請書および申請要領は、商工振興課、農林課などに設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

▼問い合わせ先

島原市　商工振興課　商工振興班

TEL：63-1111（内線 572･571）

詳細はこちら

島原事業継続　検索